



えっ!?

**出向から本体に帰れない!  
私の将来はどうなるの?  
~Part2~**

**会社は就業規則により出向を命じています!**

第28条 会社は、業務部上の必要がある場合、社員に転勤、(中略)、出向(中略)等を命ずる。

2 社員は、前項の場合、正当な理由がなければこれを拒むことできない。

—就業規則より抜粋—

一方、JR東労組は会社と

**「労働条件に関する協約」**  
を締結しています!

～労働条件に関する協約～

第206条 会社は、出向を命ずるにあたって組合員に出向先の業務内容及び就労条件を明示する。

2 出向期間は、原則として3年以内とする。

**みなさん、知っていただけましたか?**

**業務命令 < 労働契約 < 就業規則 < 労働協約 < 労働法規 < 日本国憲法**

上記のように、就業規則よりJR東労組が締結している「労働条件に関する協約」の方が効力を有することになります。

したがってJR東労組組合員は原則出向で戻れることになります。